

「食品リサイクル制度の見直しについて（意見具申）（案）」に  
関する意見募集の実施結果について

**1．意見募集方法の概要**

- (1) 意見募集の周知方法  
環境省及び農林水産省ホームページに掲載
- (2) 意見提出期間  
平成 18 年 12 月 28 日（木）～19 年 1 月 26 日（金）
- (3) 意見提出方法  
郵送、ファクス又は電子メール
- (4) 意見提出先  
農林水産省総合食料局食品産業企画課食品環境対策室

**2．意見募集の結果**

意見提出数 24 通  
整理した意見数 65 件

**3．意見の概要と対応方針について**

別紙のとおり

(別紙)

|  | 御意見の概要 | 件数 | 御意見に対する考え方 |
|--|--------|----|------------|
|--|--------|----|------------|

## 2. 食品リサイクル制度の現状と課題

|   |   |  |
|---|---|--|
| 食品関連事業者は確実なリサイクル・ループの構築確保、市町村はまず理解し各家庭に排出量を減らす取り組みを実施し、次世代へ繋ぐ地球環境の意識向上から始めることが大切。                                       | 1 | 御意見の趣旨につきましては、概ね記述しているものと考えております。  |
| 「消費者の行き過ぎた鮮度志向等」とあるが、消費期限の意味について理解している消費者もあり、表現が不適切。  | 1 | 本記載は、食品リサイクル法制定時の背景事情について、食品関連業界における見込み生産・発注等と並び、一例としての記述としております。                                |
| 「食品関連事業者は、経営上、コスト削減の観点から発生抑制に努めており」とあるが、ここでいう「発生抑制」とは環境問題を意識して原材料の使用量を抑制することであり、経営上だけの理由による食品廃棄物等の削減を「発生抑制」と表現することは不適切。 | 1 | 食品廃棄物の排出の抑制を図ることは食品リサイクル法の目的に則ったものであり、その動機にかかわらず、食品廃棄物等の発生量が削減されることをもって「発生抑制」ととらえることが適当と考えております。 |
| 再生利用等の実施率を低迷させる要因として、「実施状況を報告する必要が無いこと」を明記すべき。  | 1 | 企業の社会的責任(CSR)等の観点から、環境報告書等で情報公開を行っている例が多数見られることも踏まえて、現在のような記述としております。                            |
| 市町村が設定する安価な焼却料金で食品廃棄物等を処理できることが最も大きな課題であり、そのことについて記述すべき。  | 1 | 御意見の趣旨につきましては、2.(2)カにおいて、食品循環資源の再生利用上の課題として言及しております。   |
| 食品リサイクルについての食品関連事業者の意識の低さと市町村の指導の不足についても、課題として明記すべき。  | 1 | 同上   |
| 同一性状の食品循環資源を排出し、且つ再生利用を望む食品関連事業者以外の者にも、食品リサイクル法の登録制度における特例を活用できる方法を議論して欲しい。   | 1 | 食品関連事業者の定義のあり方に関する御意見と考えますが、現時点では、再生利用等の実施率が低調である現行の食品関連事業者の取組促進を図ることが優先すべき課題と考えております。           |

## 3. 食品リサイクル制度の見直しに係る具体的施策

### (1) 実施率目標のあり方

|  |   |   |
|--|---|---|
| 実施率目標の策定にあたっては、業種ごとの現状を考慮した目標とされたい。                                      | 3 | 今後の実施率目標の設定及びその運用につきましては、再生利用製品の需要動向や再生利用の技術的、経済的状況、業種の特性等を考慮しつつ、具体的に検討していく予定です。御意見はその際に参考とさせていただきます。 |
| 「自己目標を算出・管理させる、また業種別の目標を定める」とあるが、監督指導に当たっては業界の諸事情及び現状を考慮し、柔軟に対処していただきたい。 | 1 | 同上  |
| 業種ごとの個別目標は業界団体が主務官庁等と協議して自主的に設定すべき。                                      | 1 | 同上  |

|  | 御意見の概要                                   | 件数   | 御意見に対する考え方 |
|--|--|------|------------|
|  | 食品廃棄物等の種類に応じ、個別に目標を設定するとともに、分別排出を行わせるべき。 | 1 同上 |            |

## (2) 発生抑制の推進施策のあり方

|  |   |      |   |
|--|---|------|---|
|  | 外食産業から大量の食品廃棄物が発生しているため、具体的な数値目標を持って発生抑制を促進すべき。   | 1    | 発生抑制目標の設定及びその運用につきましては、今後、業種の特長等を考慮しつつ、具体的に検討していく予定です。御意見はその際に参考とさせていただきます。 |
|  | 発生抑制目標を切り出して設定する際には、健全な経済活動を阻害しないよう、実態を把握した上で設定されたい。  | 1 同上 |   |
|  | 「発生抑制の目標として原単位による目標管理を行う」とあるが、製品構成の変化による変動などが考えられるため、弾力的に運用していただきたい。                                      | 1 同上 |   |
|  | 「食品関連事業者における発生抑制の取組等が十分でないとの指摘がある。」とあるが、その原因について詳述すべき。  | 1    | 御意見の趣旨につきましては、3.(2)で発生抑制の促進上の課題として言及しております。                                 |
|  | 食品関連事業者の発生抑制の取組に対する意識が希薄である点を課題として認識すべき。  | 1    | 御意見の趣旨につきましては、2.(2)で発生抑制促進上の課題として言及しています。                                   |
|  | 「我が国の食品産業がいたずらに製品や半製品の調達を海外に求めることにならぬよう」とあるが、産業活動への過度な制約ということを口実として、食品関連事業者が海外からの製品調達をすすめていくことは不適当な行為である。 | 1    | 御意見のとおり、食品産業が国内農産物の利用を避け、安易に海外調達に進まぬよう、今後具体的に検討していく予定です。                    |

## (3) 再生利用等の取組内容の報告・公表のあり方

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
|  | 報告頻度及び報告期間は各事業者の事業活動を考慮したものでしていただきたい。  | 1 | 今後の議論の参考とさせていただきます。  |
|  | 食品関連事業者の残渣排出量の把握と再生利用等の報告を義務化すべき。再生利用等が不十分な事業者及び虚偽報告に対しては罰則を重くし、優良事業者には優遇制度を設けるべき。 | 1 | 御意見の趣旨につきましては、3.(3)において食品関連事業者の取組内容についての報告・公表の必要性を記述し、また、3.(1)等において、優良な取組に対する評価の実施等について記述しております。 |

## (4) 再生利用及びエネルギー利用の促進施策のあり方

|  |  |   |                               |
|--|--|---|-------------------------------|
|  | 再生利用及びエネルギー利用のあり方  |   |                               |
|  | 食品リサイクルを進めるにあたっては、循環型社会形成推進基本法を、廃棄物処理法等の既存の法律より優先させることが必要。 | 1 | 法律間の優劣なく、全ての法律の遵守が必要と考えております。 |

|                          | 御意見の概要  | 件数 | 御意見に対する考え方  |
|--------------------------|---|----|---|
|                          | エネルギー利用は、飼料化・肥料化が困難な場合に限定すべきではない。   | 1  | エネルギー利用の位置付けにつきましては、循環型社会形成推進基本法の基本原則に則るべきであると考えております。  |
|                          | 食品廃棄物は燃焼に向かないため、エネルギー利用より飼料化を優先させることは賛成であり、エネルギー利用の手法について適正な制限を設けることが必要。  | 1  | 同上  |
|                          | 第一に飼料化を挙げたことは賛成であるが、普及促進のためには、食品リサイクル飼料を使用する養豚家育成の施策実施が不可欠。   | 1  | 御指摘の趣旨につきましては、3.(4) アにおいて、飼料化への取組が、我が国の飼料自給率の向上に寄与することを踏まえ、食品残さ等使用飼料(エコフィード)として利用促進を図っていくことを記述しております。                   |
| 個別手法のあり方                 |   |    |   |
| ア 飼料化(飼料添加用の油脂化を含む)及び肥料化 |   |    |   |
|                          | 人による消費 食品廃棄物 飼料化 食物 消費という流れが一番無駄がなく自然な形であり、食品廃棄物の飼料化による再生利用が普及推進されることを望む。   | 1  | 御意見につきましては、「優先的に食品廃棄物を飼料利用に仕向けることを検討すべき」と記述し、その趣旨が盛り込まれているところです。  |
|                          | 「国内の飼料自給率問題」と「国際的なエネルギー、二酸化炭素問題」は別次元の問題であり、別次元の問題に優劣をつけることに疑問を感じる。優劣をつけるならば双方の総合的な議論を行ってからすべき。  | 1  | 本とりまとめは食品リサイクル制度に関するものであり、御指摘のような問題について優劣をつけることは考えておりません。   |
| イ エネルギー利用                |   |    |   |
|                          | 廃棄物発電について、具体的な手法を明記すべき。   | 1  | エネルギー利用につきましては、今後具体的に検討すべきと考えております。   |
|                          | 廃棄物発電を取り組むべき手法として位置づけることは不適當。手法の位置づけの可否について検討する場合は、発電効率や二酸化炭素削減効果について、効率のとりえ方、利用される廃棄物等、実際の設備を考慮しつつ議論すべき。また、化石燃料を助燃材等として使用することは認めるべきではない。 | 1  | 同上  |
|                          | エネルギー利用は、良質な燃料への変換を条件とすべき。  | 1  | エネルギー利用につきましては、「メタン化によるエネルギー利用と同等以上の効率でエネルギーが回収、利用でき、かつ温暖化の抑制に資する方法」を対象とすべきとしております。                                     |
| ウ 新たな再生利用手法              |   |    |   |
|                          | 炭化等を新たな再生利用手法として位置づけることが適當。   | 5  | 現行の手法と同等程度に、再生利用品の製造や使用に伴う環境への負荷が小さく、人や家畜の健康に悪影響を及ぼさないことが見込まれる場合には、新たな手法として定めることを検討すべきとしており、炭化については有望な手法の一つであると考えております。 |
|                          | 取り組みやすく、環境負荷の小さい手法が開発された際には、速やかに新手法として指定されたい。   | 1  | 現行の手法と同等程度に、再生利用品の製造や使用に伴う環境への負荷が小さく、人や家畜の健康に悪影響を及ぼさないことが見込まれる場合には、新たな手法として定めることを検討すべきと考えております。                         |

|  | 御意見の概要  | 件数 | 御意見に対する考え方  |
|--|---|----|---|
|  | 安全性及び品質確保のあり方   |    |   |
|  | 再生利用製品の安全性を確保し、再生利用製品であることを明確にすることで、安全な飼料化・肥料化をすすめること、消費者の関心を高めることが必要。  | 2  | 再生利用製品の安全性の確保については、従来より肥料取締法等による措置が図られていますが、今後は再生利用製品の安定的需要を確保するために、これまで以上に実需者の視点に立脚した措置の徹底を図っていくべきであると考えております。 |
|  | 地域における再生利用システムのあり方  |    |   |
|  | 国が、市町村に対し家庭の生ごみも含めた再生利用やエネルギー利用を行なうための支援を行い、連携した取組を進めることは賛成。  | 1  | 御指摘につきましては、今後具体的な検討を行う際に参考とさせていただきます。   |
|  | 国が市町村に対し支援を行うことは、市町村が適正な費用負担をすることなく、安価な費用で処理することにつながりやすく、食品リサイクルの阻害となる。リサイクルの支援につながるよう、リサイクル支援のための費用の明確化、中小・零細事業者等への直接支援を検討すべき。 | 1  | 同上  |
|  | 事業者で連携して行う地域単位のリサイクル活動を、優良事業者表彰制度等での対象に加えるべき。   | 1  | 同上  |

#### (5) 広域的・効率的なリサイクルの促進策のあり方

|  |  |   |   |
|--|--|---|---|
|  | リサイクル・ループの認定にあたっては、申請書の審査だけでなく、現場への立入調査が必要。                            | 1 | 御指摘につきましては、今後リサイクル・ループの認定を行う制度について具体的な検討を行う際に、参考とさせていただきます。                                       |
|  | リサイクル・ループの構築は、一企業完結型だけでなく、多様な関連業者による取組も認められるべき。                        | 1 | 同上  |
|  | リサイクル・ループの出口確保として、出口確保に堆肥利用の花弁販促物等も入るのか、明確にしていきたい。                     | 1 | 同上  |
|  | リサイクル・ループの出口確保として、再生利用製品を利用して生産された農畜水産物の購入・販売を義務付けることには反対。             | 1 | 安定的かつ確実な再生利用を維持・継続できるリサイクル・ループを構築するためには、食品関連事業者の下で出口確保まで担保されることが必要であり、具体的な運用については今後検討すべきと考えております。 |
|  | リサイクル・ループの全過程において本当に、安全かつ確実な再生利用が維持・継続できるシステムが確立されているかを厳格にチェックする必要がある。 | 1 | 同上  |
|  | 業種・業態によってリサイクルループの出口確保ができないケースも多く、特定の業者に優遇措置を施す廃棄物処理法の特例は平等ではない。       | 1 | 同上  |
|  | 市区町村区域を越える食品廃棄物のリサイクルにあたっては、廃棄物処理法が阻害要因となっている。                         | 1 | 再生利用事業認定計画制度を見直し、リサイクル・ループの認定を行う制度とする際に、廃棄物処理法の特例の適用を拡充する流通円滑化措置を講ずることが必要、と明記しております。              |

|  | 御意見の概要  | 件数 | 御意見に対する考え方          |
|--|---|----|---------------------|
|  | 再生利用の認定制度は排出事業者が中心となり、分別の責任が明確で製品の品質、処理業者、農業者が明確になる利点がある。 | 1  | 今後の議論の参考とさせていただきます。 |

#### (6) チェーン方式により事業展開する食品関連事業者のあり方

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
|  | チェーン全体を一事業者とみなすのであれば、廃棄物処理法上の解釈も変更すべき。                   | 1 | 食品リサイクル法においてチェーン全体を一事業者とみなすことにより、個々の店舗ごとでは非効率な取組を効果的に実施することも可能になると考えております。                                   |
|  | 既存の物流便利用等もリサイクル・ループの運用手法にすべき。                            | 1 | 御指摘につきましては、今後リサイクル・ループの認定を行う制度について具体的な検討を行う際に、参考とさせていただきます。  |
|  | 「チェーン全体を指導することが可能な食品関連事業者」の「可能な」とはどのような状態か、具体的に定義を明示すべき。 | 1 | 御指摘につきましては、チェーンの本部と加盟者の間に、加盟者が排出する食品廃棄物等の処理に関して取り決めがあるような状態等を想定しておりますが、今後具体的な検討を行うべきと考えております。                |
|  | フランチャイズチェーンの責任の所在等をより具体的に明示すべき。                          | 1 | 一般的に、チェーン方式による事業形態の場合、本部の指導監督が、個々の加盟店における再生利用等の取組に大きな影響を与えられそうですが、責任の所在等をどのように位置づけるかは、今後具体的な検討を行うべきと考えております。 |

#### (7) 地方公共団体における食品リサイクル制度への関与のあり方

|  |   |   |  |
|--|---|---|--|
|  | 地方自治体により、指導等が異ならないように共通的な基準に従い対応するとともに、すべての地域において、登録再生事業者が確保されたい。                                   | 1 | 今後の食品リサイクル制度の運用の参考とさせていただきます。  |
|  | 自治体にも食品リサイクルへの対策と目標設定を課すべき。   | 1 | 御指摘につきましては、これまで以上に国と地方公共団体において、食品リサイクルの促進について優良事例の蓄積や知見の共有を図った上で、今後検討すべき課題であると考えております。 |
|  | 効率よく食品リサイクルをすすめるためには、行政の理解・支援が必要。   | 1 | 御指摘のとおりと考えており、その重要性や具体的取組等について記述しております。  |
|  | 市町村が食品リサイクルを行う場合、市町村が設定する安価な料金で処理でき、費用負担が明確でない他、登録再生利用事業者や再生施設設置の阻害となり、民間が行う食品リサイクルの阻害となる。民間が実施すべき。 | 1 | 御指摘につきましては、市町村等の役割を踏まえつつ、食品リサイクルの促進を地域単位で一層促進するための具体的な検討を行う際、参考とさせていただきます。             |

#### (9) 食品リサイクル制度における消費者の理解の増進に向けた方策のあり方

|  |   |   |   |
|--|---|---|---|
|  | 食べ残しや賞味期限切れにより食品が廃棄されることがないよう、消費者の理解増進に向けた食育等を積極的に推進されたい。         | 1 | 御指摘のとおりと考えており、食品関連事業者における取組とあわせ、消費者の取り組むべき事項、そのために国や地方公共団体等が果たすべき事項等を記述しています。 |
|  | 食品廃棄物の発生抑制等における取り組むべき事項を明確に提示し、安全性や価格も含め、リサイクル・ループのわかりやすい情報提供が必要。 | 1 | 御指摘につきましては、今後意識啓発の方策について具体的な検討を行う際に、参考とさせていただきます。                             |

|     | 御意見の概要 | 件数 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--------|----|------------|
| その他 |        |    |            |

|  |   |   |  |
|--|---|---|--|
|  | 飼料化については、「食品残さ等利用飼料における安全性確保のためのガイドライン」との矛盾を解消されたい。                           | 1 | 御指摘につきましては、3.(4)アで言及しておりますが、飼料自給率向上への取組促進に際し、参考とさせていただきます。 |
|  | 廃棄物処理法に基づく市町村の許可については、届出制にすべき。  | 1 | 廃棄物の不適正処理の防止及び処理責任に応じた適正処理の推進の観点から、現行制度が適当と考えます。           |
|  | 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分があることで、リサイクルを行う現場が混乱している。                                    | 1 | 同上   |
|  | 食品リサイクルの進展により、再生、運搬等に伴い発生する二酸化炭素等が増加することについて留意すべき。                            | 1 | 今後の議論の参考とさせていただきます。  |
|  | 食品関連事業者の担当者はリサイクルに協力的になってきているが、経営者サイドの協力姿勢が一向に改善されない。食品リサイクル法の罰則強化と広報活動を願いたい。 | 1 | 同上   |
|  | リサイクルを行う事業者の育成や施設の整備、収集運搬費用の低減、自治体の理解の向上などをすすめるべき。                            | 1 | 同上   |

\* 同種の意見で複数の項目にまたがる御意見については、最も関連がある項目にまとめて回答しています。